

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

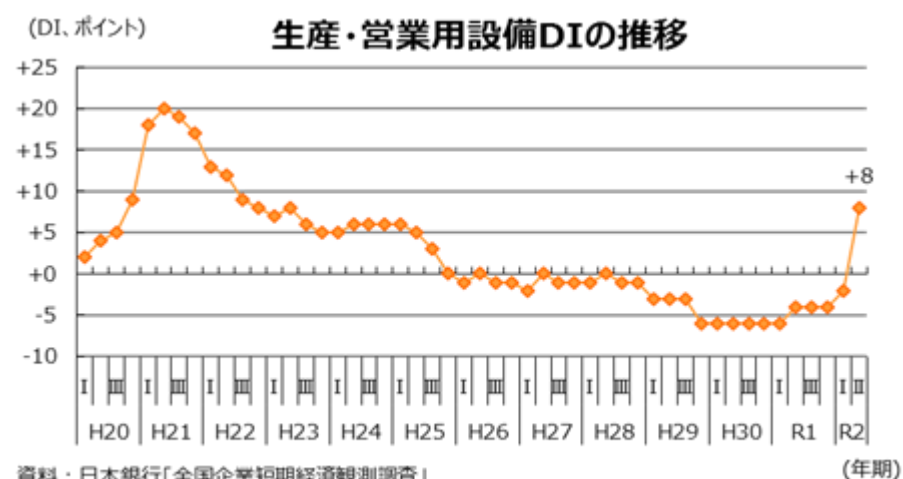
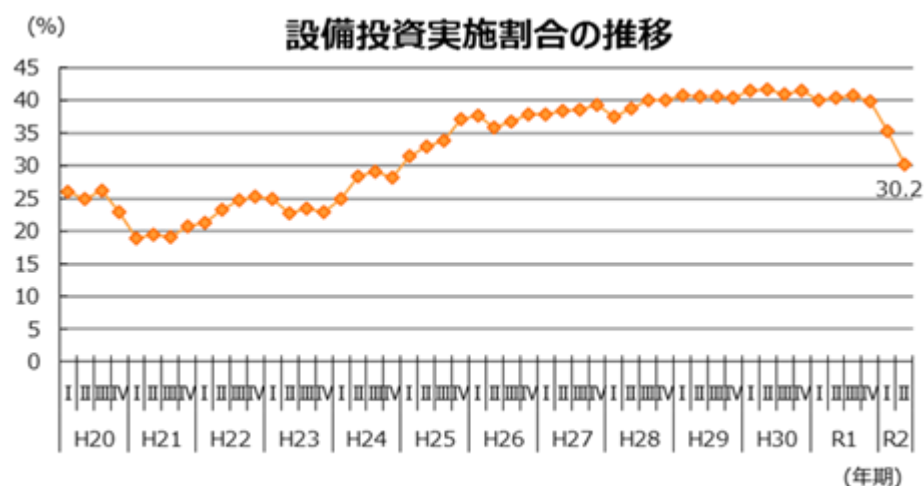
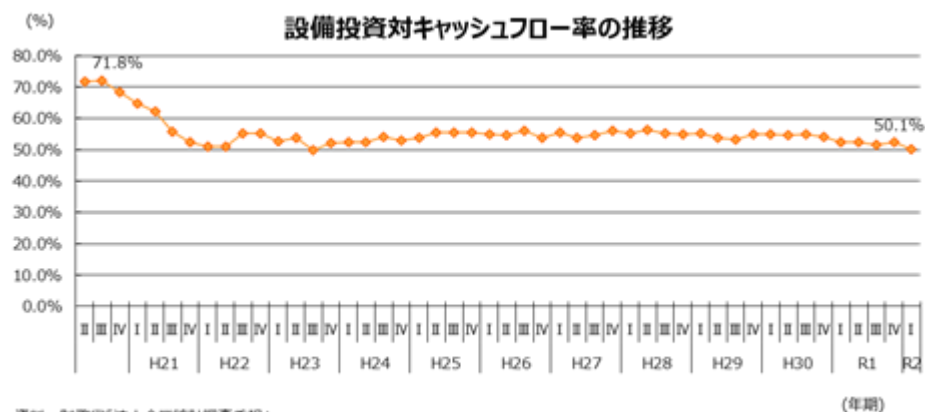
（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 ・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3		
減収見込額	[初年度] — （ ▲11,100 の内数 ） [平年度] — （ ▲11,100 の内数 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	(1) 政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 (2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 （4）消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。
	政策の達成目標	中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。

政策目標の
達成状況

中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。



有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 50,779 令和4年度 50,881 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。
		28—2

税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 平成 28 年度: 73,705 件 平成 29 年度: 67,035 件 平成 30 年度: 54,634 件 【減収額】 平成 28 年度: 1,182 億円 平成 29 年度: 883 億円 平成 30 年度: 573 億円				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【平成 30 年度】 (道府県民税) 特別償却 約 18 億円の内数 税額控除 約 6 億円の内数 (事業税) 特別償却 約 149 億円の内数 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 約 54 億円の内数 税額控除 約 18 億円の内数 (地方法人特別税) 特別償却 約 64 億円の内数 税額控除 —				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押したとのアンケート結果がある。				
前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。				
これまでの要望経緯	平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）				
ページ	28—3				